（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～チ　略］

リ　金融商品取引業を行う者（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）

［ヌ～ヲ　略］

ワ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券取引等監視官及び理財課の所掌に属するものを除く。）

［カ～ウ　略］

［二・三　略］

（証券検査官、証券取引審査官及び証券取引特別調査官の職務）

第二十七条　証券検査官は、命を受けて、第九条第三項第一号に掲げる事務（金融商品取引法第百七十七条の規定に基づく調査（同法第百九十四条の七第二項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）並びに同法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十、第二十七条の三十五及び第二十七条の三十七の規定に基づく検査（同法第百九十四条の七第三項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）（次項において「課徴金調査等」という。）の実施に関する事務を除く。）のうち、調査及び検査を実施する。

2　証券取引審査官は、命を受けて、第九条第三項第一号に掲げる事務（課徴金調査等の実施に関する事務を除く。）のうち、報告又は資料の徴取その他の情報の収集及び分析並びにこれらの内容の審査に関する専門的な事務を処理する。

3　［略］

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）

第二十九条　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内及び公庫等実地監査官一人を置く。

［2～8　略］

（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）

第三十三条　財務部に、国有財産管理官五人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。

［2・3　略］

（政策課の所掌事務）

第五十二条　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

三～五　［略］

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～チ　同上］

リ　金融商品取引業を行う者（証券検査官等の所掌に属するものを除く。）

［ヌ～ヲ　同上］

ワ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券検査官等及び理財課の所掌に属するものを除く。）

［カ～ウ　同上］

［二・三　同上］

（証券検査官、証券取引審査官及び証券取引特別調査官の職務）

第二十七条　証券検査官は、命を受けて、第九条第三項第一号に掲げる事務のうち、証券検査を実施する。

2　証券取引審査官は、命を受けて、第九条第三項第一号に掲げる事務のうち、報告又は資料の徴取その他の情報の収集及び分析並びにこれらの内容の審査に関する専門的な事務を処理する。

3　［同上］

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）

第二十九条　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十一人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内及び公庫等実地監査官一人を置く。

［2～8　同上］

（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）

第三十三条　財務部に、国有財産管理官四人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。

［2・3　同上］

（政策課の所掌事務）

第五十二条　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

三　経済産業省の所掌事務に関する調査に関する事務の総括に関すること。

四　経済産業省の所掌事務に関する内外経済事情及び経済政策の調査に関すること。

五　経済産業省の所掌事務に関する経済に関する長期計画に関すること。

六　商鉱工業に関する統計調査に関すること。

七　経済産業省の所掌事務に関する統計に関する事務の総括に関すること。

八　経済産業省の所掌事務に関する統計調査の結果の総合的解析に関すること。

九～十一　［同上］